

中山間地域等直接支払制度 舞鶴市内の実施状況について

1 舞鶴市基本方針について

(1) 対象農用地の指定

交付金の対象農用地については、次の要件を満たす農用地区域であって、1ヘクタール以上の一団のまとまりをもったものとする。ただし、連担部分が1ヘクタール未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合においては、複数の団地の合計面積が1ヘクタール以上となれば対象とする。

1. 勾配が、田で20分の1以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地（以下、「急傾斜農用地」という。）勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。
2. 国ガイドラインにより、市長が定めるもの
 - ◇急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地
 - (a) 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、1ヘクタール以上の一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地であることに限る。）
 - ◇緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (b) 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上である場合（高齢化率30パーセント以上、耕作放棄率：田で5パーセント以上、畑（草地を含む）で10パーセント以上）

2 平成20年度の実施状況

(1) 協定数及び面積

区 分	状 況	備 考
協定締結数	46協定	
集落協定	46協定	
個別協定		
協定面積	305.9ha	
田	301.3ha	
畑	4.6ha	
交付金総額	37,063,812円	
国	18,531,890円	
府	9,265,928円	
市	9,265,994円	

(2) 地目・区分別の面積／金額状況

地目・区分	面積 (平方メートル)	交付額 (円)	備 考	
田計	3,013,493	36,729,891		
田	通常	急傾斜	8,407,560	傾斜度：20分の1以上 交付単価：21.0円
		緩傾斜	3,377,536	傾斜度：21分の1～100分の1 交付単価：8.0円
	8割	急傾斜	17,644,549	傾斜度：20分の1以上 交付単価：16.8円
		緩傾斜	7,300,246	傾斜度：21分の1～100分の1

滝ヶ宇呂	468,197	8割	28,516	27,086	27,086	0	1,430	1,430	0
富室	343,459	8割	54,197	53,253	0	53,253	944	0	944
西方寺	1,412,604	通常	68,757	65,463	65,463	0	3,294	3,294	0
河原	188,881	8割	11,243	11,243	11,243	0	0	0	0
下見谷	394,899	8割	25,132	23,181	23,181	0	0	0	1,951
下漆原	330,673	8割	19,683	19,683	19,683	0	0	0	0
上漆原	1,075,367	8割	64,010	64,010	64,010	0	0	0	0
長谷	560,772	通常	31,057	28,013	25,078	2,935	3,044	0	3,044
大川	303,993	8割	47,499	47,499	0	47,499	0	0	0
丸田西	169,766	8割	26,526	26,526	0	26,526	0	0	0
八田	154,604	8割	24,157	24,157	0	24,157	0	0	0
八戸地	526,059	8割	82,197	82,197	0	82,197	0	0	0
水間	563,218	8割	88,003	88,003	0	88,003	0	0	0
吉坂	631,619	8割	79,649	79,649	11,718	67,931	0	0	0
池ノ内下	978,119	8割	95,828	95,828	35,079	60,749	0	0	0
布敷	486,423	通常	23,163	23,163	23,163	0	0	0	0
大俣下	168,691	8割	26,358	26,358	0	26,358	0	0	0
合計	37,063,812	—	3,059,993	3,013,493	1,450,633	1,562,860	46,500	29,714	16,786

(4) 協定参加者及び交付金使用方法

区分	協定参加者 (人・組織)					交付金額 (円)			
	計	農業者 (人)	生産組織 (組織)	水利組合 (組合)	その他	計	共同取組 (パーセント)	個人配分 (円)	
多門院	49	48	0	0	1	2,690,151	2,690,151	100	0
常	26	25	1	0	0	251,480	251,480	100	0
木ノ下	44	40	1	2	1	1,620,392	1,236,620	76	383,772
与保呂	95	91	1	0	3	4,120,557	2,886,537	70	1,234,020
鹿原	46	45	0	0	1	577,636	577,636	100	0
松尾	12	11	0	0	1	380,116	380,116	100	0
朝来中	21	21	0	0	0	348,643	348,643	100	0
登尾	32	31	0	1	0	202,910	202,910	100	0
杉山	19	18	0	0	1	1,509,046	1,509,046	100	0
河辺中	12	11	0	0	1	209,714	134,000	64	75,714
西屋	30	26	0	0	4	1,158,904	1,158,904	100	0
河辺由里	20	15	0	0	5	1,140,550	1,140,550	100	0
観音寺	8	7	0	0	1	323,534	323,534	100	0
河辺原	31	29	0	1	1	470,349	228,210	50	242,139
栃尾	23	23	0	0	0	976,399	488,197	50	488,202
大山	16	16	0	0	0	415,242	415,242	100	0
田井	30	30	0	0	0	849,725	849,725	100	0
小橋	39	39	0	0	0	662,735	662,735	100	0
三浜	64	64	0	0	0	1,211,568	1,211,568	100	0
赤野	36	36	0	0	0	2,685,295	2,685,295	100	0

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家等による賃貸借設定や農作業の委託を行う	8	17.4	-
既耕作放棄地を協定農用地に含める場合には、耕作放棄地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う	6	13.0	-
既耕作放棄地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う	8	17.4	-
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う	14	30.4	-
協定農用地への柵、ネット等の設置より鳥獣被害防止対策を行う	38	82.6	-
限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む)を行う	-	-	-
作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う	4	8.7	-
その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)	9	19.6	-

(7) 多面的機能の増進活動の分類

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う	36	78.3	-
棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営	4	8.7	-
景観作物を作付ける	5	10.9	-
土壌流亡に配慮した営農を行う	1	2.2	-
体験民宿を実施する	-	-	-
魚類・昆虫類の保護を行う	1	2.2	-
冬期の湛水化、耕作放棄地での水張り等の鳥類の餌場の確保	-	-	-
粗放的畜産を行う	-	-	-
堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け	5	10.9	-
その他	-	-	-

【通常単価交付要件-A】

(8) 生産性・収益の向上に係る取り組み

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
機械・農作業の共同化	4	8.7	-
高付加価値型農業の実践	1	2.2	-
地場産農産物等の加工・販売	1	2.2	-

(9) 担い手育成に係る取り組み

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
----	-----	---------------	----

新規就農者の確保	2	4.3	-
認定農業者の育成	-	-	-
担い手への農地集積	-	-	-
担い手への農作業の委託	2	4.3	-

(10) 多面的機能の発揮に係る取り組み

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
保健休養機能を活かした都市住民等との交流	2	4.3	-
自然生態系の保全に関する学校教育との連携	2	4.3	-
多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	-	-	-
担い手への農作業の委託	-	-	-

【通常単価交付要件-B】

(11) 集落営農組織化及び法人化に係る取り組み

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
保健休養機能を活かした都市住民等との交流	-	-	-
自然生態系の保全に関する学校教育との連携	-	-	-
多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	-	-	-
担い手への農作業の委託	-	-	-

【加算単価交付要件】

(12) 集落営農組織化及び法人化に係る取り組み

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
規模拡大加算	-	-	-
土地利用調整加算	-	-	-
耕作放棄地復旧加算	-	-	-
法人設立加算(特定農業法人)	-	-	-
法人設立加算(農業生産法人)	-	-	-

(13) 交付金の使用方法等

項目	集落数	割合 (パーセント)	備考
集落の各担当者の活動に対する経費	31	67.4	-
農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	19	41.3	-

鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	34	73.9	-
集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	22	47.8	-
交付金の積立・繰越	14	30.4	-
その他	17	37.0	-